

岐阜県公報

号外(一) 令和元年九月二十二日

告示

岐阜県告示第二百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年九月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

目次

告示

家畜伝染病の発生

(家畜防疫対策課)

ページ

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定

家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定

(同)

一

一

一 家畜伝染病の種類

豚コレラ

二 家畜の種類

豚

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

疑似患畜 二頭

四 発生場所

恵那市

五 発生年月日

令和元年九月二十二日

岐阜県告示第二百二十八号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則

第九十四号。以下「規則」という。(第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

恵那市明智町、明智町東方、明智町横通及び串原

2 移出を禁止する区域

恵那市明智町阿妻、明智町大泉、明智町大田、明智町吉良見、明智町杉野、明智町野志、岩村町、岩村町飯羽間、岩村町富田、上矢作町、上矢作町漆原、上矢作町小田子、上矢作町下、山岡町釜屋、山岡町上手向、山岡町久保原、山岡町下手向、山岡町田沢、山岡町田代、山岡町原及び山岡町馬場山田並びに瑞浪市陶町猿爪及び陶町水上

令和元年九月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社